

財務省告示第二十七号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平  
 成十六年一月二十日に発行する利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年一月十九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行の価格	募集の価格	利率	初期利子	
利付国庫債券（二年）（第二百十六回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替を日本郵政公社による国債の募集に受け替へるものとする。	日本郵政公社による国債の募集	額面金額で千億円	額面金額で千億円	五十九億五千六百万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年一月二十日	額面金額百円につき九十九円九	年一パーセント	平成十六年七月二十日	と、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、算出した

十	十	十	十	十		十
八	七	六	五	四		三
払	募	払	元	償	償	後
込	集	場	利	還	還	の
期	期	所	金	金	金	二
日	間		支	額	限	期
						子
						以

平	六	平		日	額	平	利	て	を	毎
成	年	成		本	面	成	子	、	支	年
十	一	十		銀	金	十	を	そ	払	一
六	月	六		行	額	八	支	の	期	月
年	十	年			百	年	払	日	と	二
一	四	一			円	一	う	以	し	十
月	日	月			に	月	。	前	、	日
二	ま	五			つ	二		六	各	及
十	で	日			き	十		月	支	び
日		か			百	日		間	払	七
		ら			円			に	期	月
		平						属	に	二
		成						す	お	十
		十						る	い	日

適用利率  $\frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十四号において規定  
 する期日について同じ。）